



2023年5月23日

各 位

会社名 株式会社 石 井 鐵 工 所
代表者 代表取締役社長 石井 宏明
(コード:6362、東証スタンダード市場)
問合せ先 常務取締役経営管理本部長 中西真進
(TEL 03-4455-2500)

当社定時株主総会に係る株主提案に対する当社取締役会の反対意見に関するお知らせ

当社は、2023年6月29日開催予定の当社第157期定時株主総会における議題について、同年4月21日付けで株主提案に関する書面（以下「本株主提案書面」といいます。）を受領していましたが、本日付けの取締役会において、同提案（以下「本株主提案」といいます。）に対する反対意見を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 提案株主

VASANTA MASTER FUND PTE LTD（以下「提案株主」といいます。）

II. 本株主提案の内容

1 議題

定款一部変更の件

2 議案の要領及び提案の理由

本株主提案の議案の要領及び提案の理由は、別紙「株主提案書面」に記載のとおりです。なお、同別紙は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当部分を原文のまま掲載したものです。

III. 本株主提案に対する取締役会の意見

定款一部変更の件

1 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

2 反対の理由

当社の取締役会は、株主・投資家の皆様に対する情報開示の重要性を深く理解しており、株主・投資家の皆様からのご意見、鉄構事業及び不動産事業の外部環境、競争環境の状況も踏まえながら、開示の充実・強化を常に実施しております。

また、当社では、従前より、資本コストを適切に把握し、これを活用して、中期経営計画の策定、重要な投資判断等を行うよう努めております。

これに対して、本株主提案は、前事業年度の東京証券取引所における最終取引日のPBRが1倍未満である場合、当事業年度第2四半期決算発表時までに東京証券取引所の運営する適時開示情報伝達システムにより、PBRを1倍以上とするために合理的に必要と考えられる経営計画ならびに、資本コスト・資本収益性およびそれらの算定根拠を開示する旨の定款規定の新設を求めるものですが、当社としましては、かかる経営計画の開示項目やその開示時期、方法については、あらかじめ定款で定めることがなじむ性質のものではなく、その開示にあたっては、株主・投資家の皆様との対話の内容などを踏まえつつ、開示の是非、時期、方法等を含めて、その時々において適切な在り方を検討すべきと考えております。

提案株主が提案理由の根拠とする2023年3月31日付けの東京証券取引所から上場会社宛の通知「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応等に関するお願いについて」においても「(上場)規則上の義務付けを行うものではございません」と明記されており、同通知は上場会社の自主的な取り組みを促すもので、開示の是非、時期、方法等を定款に定めて対応することを求めるものではありません。

もとより、当社は株主・投資家の皆様の期待、ならびに東京証券取引所からの要請を尊重し、当社における「資本コストを意識した経営の実現に向けた対応」を、中期経営計画に反映させるとともに、かかる対応の一環として、まずは2023年5月30日の決算説明会等にて「PBR改善に向けた取り組み方針」について説明を行い、その資料を当社ホームページにて開示する方針であります。

また、本株主提案は、賃貸等不動産が有する含み益が貸借対照表上の株主資本合計を上回る場合、含み益を加味した修正連結純資産を用いた数値を併記する旨の定款規定の新設も求めておりますが、当社としましては、含み益を踏まえた経営数値の開示は、客観性、持続性、健全性の観点から問題があると認識しており、かかる数値を開示することは当社の中長期的な企業価値の向上にも繋がらないと考えております。

そもそも定款は、株式会社の組織と活動に関する根本原則であり、情報開示に関する詳細な事項を定款に定めることは、そのような定款の趣旨に反するとともに、定款変更には株主総会における特別決議という厳格な手続きが必要になるなど、今後の当社における情報開示の柔軟性を欠くおそれもあります。

以上から、当社の取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

以 上

別紙「株主提案書面」

第1 株主総会の目的である事項

1 定款一部変更の件

第2 議案の要領及び提案の理由

1 定款一部変更の件

(1) 議案の要領

現行の定款に、以下の条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第七章 経営計画</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経営計画)</u></p> <p><u>第37条 当社は、前事業年度の東京証券取引所における最終取引日のPBRが1倍未満である場合、当事業年度第2四半期決算発表時までに東京証券取引所の運営する適時開示情報伝達システムにより、次に掲げる事項の情報開示を行うこととする。</u></p> <p><u>(1) PBRを1倍以上とするために合理的に必要と考えられる経営計画ならびに、資本コスト・資本収益性およびそれらの算定根拠</u></p> <p><u>(2) 賃貸等不動産が有する含み益（貸借対照表計上額と期末時価の差額）が貸借対照表上の株主資本合計を上回る場合、上記(1)について含み益を加味した修正連結純資産を用いた数値を併記する。</u></p> <p><u>なお、PBRとは、当会社の普通株式の株価を、当会社の1株当たり連結純資産（発行済株式数から自己株式数を控除するほか、1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第4号）を適用して算出した数値）で除した数値とする。</u></p>

(2) 提案の理由

東京証券取引所は「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」（2023年3月31日）においてプライム市場・スタンダード市場の全上場会社に対して、自社の資本コストや資本収益性を把握し、その内容や市場評価に関して分析・評価を行い、改善に向けた方針や目標・計画期間及び具体的な取組を検討・策定し、現状評価とあわせて開示することを求

めた。とりわけ当社のようにPBRが常に1倍を下回っている企業については、上記の現状分析と改善計画の策定とその開示がより強く求められる。

当社の場合、本社や工場以外に、賃貸等不動産を多数保有しており、貸借対照表上に記載されない含み益（貸借対照表計上額と期末時価の差額）は約240億円であって、簿価上の純資産額の2倍超である。このため、現在開示されている形式的な資本収益性等は、実体と大きく乖離したものになっており、投資者をミスリードしている状況にある。

そこで、提案株主は、当社が東京証券取引所の要請に応えるべく、具体的な計画を策定し公表することと同時に、それらに含まれる開示数値に関して、時価ベースとの大きい乖離がある場合、時価ベースで計算された数値を併せて開示することを提案する。